

1 定期報告対象建築物^{※1※2※3}

用途	規模	報告時期
(1) 学校(幼稚園、専修学校及び各種学校を除く)	県 ① 対象用途の床面積の合計が ^g 500 m ² を超えるもの	令和偶数 年度の 8月1日 から 11月30日 まで ※4 ※5
(2) 病院・診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	国 ①地階又は3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	
	県 ②2階の対象用途の床面積の合計が 300 m ² 以上	
(3) 公会堂、集会場	国 ③対象用途の床面積の合計が 300 m ² を超えるもの	
	県 ①地階又は3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	
(4) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	国 ②客席の対象用途の床面積の合計が 200 m ² 以上	
	県 ③客席の対象用途の床面積の合計が ^g 300 m ² を超えるもの	
	国 ①地階又は3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	
(5) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店	国 ②2階の対象用途の床面積の合計が 500 m ² 以上	
	県 ③対象用途の床面積の合計が 3,000 m ² 以上であるもの	
	国 ④対象用途の床面積の合計が 500 m ² を超えるもの	
	県 ⑤3階以上の階若しくは地階にあるもので、それぞれの対象用途の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの	
(6) 旅館、ホテル、簡易宿所(小)	国 ①対象用途の床面積の合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以下のもので、かつ、階数が2以上のもの	
	県 ②対象用途の床面積の合計が 300 m ² 未満でその用途に供する部分が3階以上にあるもの(100 m ² 超)	
	国 ③対象用途の床面積の合計が 300 m ² 未満でその用途に供する部分が3階以上にあるもの	
	県 ①対象用途の床面積の合計が 500 m ² を超えかつ階数が2以上のもの	
(7) 旅館、ホテル、簡易宿所(大)	国 ②(6)及び(7)①以外の規模で地階にあるもの(100 m ² 超)	令和奇数 年度の 8月1日 から 11月30日 まで ※4 ※5
	県 ①地階又は3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	
(8) 劇場、映画館、演芸場	国 ②客席の対象用途の床面積の合計が ^g 200 m ² 以上	
	県 ③主階が1階にないもの	
(9) 児童福祉施設等(通所施設その他これに類するものを除く)	国 ④客席の対象用途の床面積の合計が 200 m ² を超えるもの	
	県 ①地階又は3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	
(10) 観覧場	国 ②2階の対象用途の床面積の合計が 300 m ² 以上	
	県 ③対象用途の床面積の合計が 300 m ² を超えるもの	
(11) ボーリング場	国 ①地階又は3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	
	県 ②客席の対象用途の床面積の合計が ^g 200 m ² 以上	
(12) 事務所等(建築主事をおいていない市町が所有する建築物に限る)	国 ③客席の対象用途の床面積の合計が 1,500 m ² を超えるもの	
	県 ①3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	
(13) 共同住宅(サービス付き高齢者住宅に限る)、寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	国 ②対象用途の床面積の合計が 2,000 m ² 以上	
	県 ③対象用途の床面積の合計が 2,000 m ² を超えるもの	
(14) 体育館(学校に附属しないもの)、博物館、美術館、図書館、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	県 ①延床面積の合計が 1,000 m ² を超えかつ階数が5以上	
	国 ①地階又は3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	
(15) 展示場、待合	国 ②2階の対象用途の床面積の合計が 300 m ² 以上	
	県 ③対象用途の床面積の合計が 3,000 m ² 以上であるもの	
	国 ①地階又は3階以上の階にあるもの(100 m ² 超)	

※1 この表の適用にあたっては、使用形態等を把握の上、判定すること

※2 (12)を除き、特殊建築物の用途(注)に供する部分の床面積の合計が 200 m²以下の建築物は対象外。ただし、(5)⑤、(6)③は、特殊建築物の用途に供する部分の床面積の合計が 100 m²超～200 m²以下で階数が3以上の場合は、対象。

(注) 特殊建築物の用途…学校、病院、集会場、店舗、飲食店、共同住宅、工場、倉庫等の、不特定多数・特定多数の人が利用する用途。(特殊建築物の用途でないものは、戸建住宅及び事務所等。)

※3 『国』と記載のある欄は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※4 報告に先立って実施する調査は、報告日前3ヶ月以内に実施したものでなければならない。(施行細則第8条第2項)

※5 検査済証が発行された直後の報告時期は除く。

【参考】

①国による指定※1

NO	用途	規模
I	劇場・映画館・演芸場・公会堂・集会場・観覧場（屋外観覧場を除く）	①地階又は3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの※3
II	病院・診療所（患者の収容施設のあるものに限る）・旅館・ホテル・共同住宅（サービス付き高齢者住宅に限る）、寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る）・児童福祉施設等※2	①地階又は3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの
III	体育館（一般公共用）・博物館・美術館・図書館・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場・ポーリング場	①3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上であるもの
IV	百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・飲食店・料理店・展示場・待合	①地階又は3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの

※1 特殊建築物の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以下の建築物又は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※2 告示240号第1第2項第2～9号に掲げるもの。

※3 劇場、映画館又は演芸場に限る。

②県による指定（①国による指定に含まれるものを除く。）

NO	用途	規模
1	学校（幼稚園、専修学校及び各種学校を除く）	対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの
2	病院・診療所（患者の収容施設のあるものに限る）	対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの
3	公会堂・集会場	客席の対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの
4	百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗	対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの
5	キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・飲食店・料理店	対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの 3階以上の階若しくは地階にあるもので100㎡以上のもの
6	ホテル・旅館・簡易宿所	300㎡を超えかつ階数が2以上のもの、又は300㎡以下で3階以上にその用途に供する部分を有するもの
7	劇場・映画館・演芸場	客席の対象用途の床面積の合計が200㎡を超えるもの
8	政令第115条の3第1号の児童福祉施設等（通所施設その他これに類するものを除く）	対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの
9	観覧場	客席の対象用途の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
10	ポーリング場	対象用途の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの
11	事務所等（建築主事をおいていない市町が所有する建築物に限る）	延床面積の合計が1,000㎡を超えかつ階数が5以上のもの

対象建築物の判断基準

◇①国による指定のみに該当する用途

表のⅡ～Ⅳの網掛け部分が該当します。

◇②県による指定のみに該当する用途

表の1と11が該当します。

◇①国による指定②県による指定両方に該当する用途

対象用途が、国による指定と県による指定両方にある場合は、上記の規模のいずれかに該当すれば報告対象となります。ここで、県の指定には避難階を含んでいるため、国の指定規模には該当するが、県の指定規模に該当しない場合は「対象用途が避難階のみにある場合」は除かれますので御注意ください。

2 定期報告対象建築設備等及び昇降機等

種別	国が指定する 定期報告対象建築設備等	県が追加指定する 定期報告対象建築設備等	報告時期
建築設備等	換気設備		① 1. 定期報告対象建築物のうち、国指定の規模等に該当する建築物に設けられるもの ② 1. 定期報告対象建築物のうち、県の追加指定の規模等に該当する建築物に設けられるもの
	排煙設備		
	非常用の照明装置		
	防火設備 (随時閉鎖式に限る)	① 1. 定期報告対象建築物のうち、国指定の規模等に該当する建築物に設けられるもの ② 以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡超の建築物に設けられるもの ・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る) ・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る) ・寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る) ・就寝用途の児童福祉施設等	1. 定期報告対象建築物のうち、県の追加指定の規模等に該当する建築物に設けられるもの
エレベーター	全て ^{※1} 、 ^{※2}		毎年検査済証の交付を受けた日に応ずる月の前後30日まで ^{※5}
エスカレーター	全て ^{※1}		
小荷物専用昇降機	フロアタイプ ^{※1}	テーブルタイプ ^{※1} ^{※3}	
昇降機等	観光用エレベーター	全て	
	観光用エスカレーター	全て	
	遊戯施設	全て	

※1 籠が住戸内のみを昇降するものを除く。

※2 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除く。

※3 昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より50cm以上高いものに限る。

※4 報告に先立って実施する検査は、報告日の1ヶ月以内に実施したものでなければならない。(施行細則第10条第3項)

※5 検査済証が発行された直後の報告時期は除く。